令和５年度 第１回淡路島地域公共交通活性化協議会

（書面表決）

協議・報告

（１）令和４年度淡路島地域公共交通網形成計画の経過報告について　報告

令和４年度淡路島地域公共交通活性化協議会決算（案）について　協議１

令和４年度淡路島地域公共交通活性化協議会決算 会計監査報告

（２）令和５年度淡路島地域公共交通活性化協議会スケジュール（案）について　協議２

令和５年度淡路島地域公共交通活性化協議会予算（案）について

【配付資料】

淡路島地域公共交通活性化協議会名簿

淡路島地域公共交通活性化協議会規約

報　告：令和４年度淡路島地域公共交通網形成計画の経過報告について

協議１：令和４年度淡路島地域公共交通活性化協議会決算（案）

令和４年度淡路島地域公共交通活性化協議会会計監査報告

協議２：令和５年度淡路島地域公共交通活性化協議会スケジュール（案）について

令和５年度淡路島地域公共交通活性化協議会予算（案）

淡路島地域公共交通網形成計画（概要版）

協議・報告事項　要旨

令和５年度第１回淡路島地域公共交通活性化協議会（書面表決）
書面表決書の提出期日：令和５年４月２６日（水）

協議・報告事項

（１）令和４年度淡路島地域公共交通網形成計画の経過報告について　報告
〔要旨〕
（ア）会議
令和４年度（令和４年６月 21 日～令和５年３月 22 日）に開催された各種会議について記載。
（イ）施策
施策１～５に分類している各種取組について、令和４年度の取組実績と令和５年度の取組方針を記載。

令和４年度地域公共交通活性化協議会決算（案）について　協議１
〔要旨〕
歳出…令和４年度第２回協議会が書面協議となったこと等により、一部経費が不要となった結果、予算額 808,130 円に対し、決算額 82,859 円となった。
歳入…予算額 808,130 円に対し、決算額 806,132 円となった。
※ 歳入歳出差引額 723,273 円については、次年度へ繰り越すものとする。
※ 令和５年３月 31 日、監事２名による会計監査を受け、承認をいただいた。

（２）令和５年度淡路島地域公共交通活性化協議会スケジュール（案）について　協議２
〔要旨〕
地域公共交通計画策定に向けた、令和５年度の活動内容（予定）を記載。

令和５年度淡路島地域公共交通活性化協議会予算（案）について
〔要旨〕
歳入…前年度繰越金 723,273 円、３市からの負担金収入として１市あたり年額 1,997,000 円、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金 5,390,000 円を見込み、歳入合計 12,105,273 円を計上する。
歳出…年４回の協議会開催経費（委員報酬、旅費等）として 142,000 円、事務局事務費（消耗品費、コピー代、会議室借り上げ料等）として 1,182,273 円、事業費として 10,780,000 円を見込み、歳出合計 12,105,273 円を計上する。

以上

令和5年度淡路島地域公共交通活性化協議会名簿

【委員】

	区分	職名	氏名	備考
1	計画作成市	洲本市企画情報部長	福島　太	副会長
2		南あわじ市総務企画部付部長(企画担当)	勝見　哲	監事
3		淡路市都市整備部長	髙田　茂和	監事
4	公共交通事業者	(公社)兵庫県バス協会 専務理事	水田　節男	
5		(公社)兵庫県バス協会 淡路地区部会長（淡路交通㈱　運輸部　部長）	正木　康文	
6		舞子高速バスストップ協議会（神姫バス㈱　バス事業部計画課　課長）	前田　啓介	
7		(一社)兵庫県タクシー協会淡路部会長（(有)みなとタクシー）	池田　昌宏	
8		㈱淡路ジェノバライン　安全総括管理者取締役	清水　紀晶	
9		沼島汽船㈱　代表取締役	松本　正也	
10	港湾管理者	兵庫県淡路県民局洲本土木事務所　所長	勝野　真	
11	道路管理者	国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所洲本維持出張所　所長	江崎　祐也	
12	商工団体	洲本商工会議所　専務理事兼事務局長	谷池　淳司	
13		五色町商工会　事務局長	長井　栄子	
14		南あわじ市商工会　事務局長	宮崎　宏明	
15		淡路市商工会　事務局長	伊藤　雅樹	
16	観光団体	(一社)淡路島観光協会　事務局長	福浦　泰穂	
17		(一社)淡路島観光協会　観光戦略室長	地白　雅則	
18	住民代表	洲本市連合町内会　会長	宮奥　正一	
19		南あわじ市連合自治会　会長	原　孝	
20		淡路市連合町内会　会長	魚住　幸市	
21	公安委員会	洲本警察署　交通課長	小田原　秀幸	
22		南あわじ警察署　交通課長	村上　正浩	
23		淡路警察署　交通課長	仲　充宏	
24	学識経験者	兵庫県立大学　　名誉教授	福島　徹	会長
25	観光有識者	㈱JTB西日本　神戸支店　支店長	木崎　尚文	
26		㈱近畿日本ツーリスト関西　関西地域交流部　課長	柴田　健次	

【オブザーバー】

	職名	氏名	備考
1	国土交通省近畿運輸局交通政策部交通企画課　課長	酒井 大斗	
2	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部　首席運輸企画専門官	田中　康嗣	
3	兵庫県土木部交通政策課　課長	吉栖 雅人	
4	洲本市健康福祉部福祉課　課長	植竹　英樹	
5	南あわじ市総務企画部ふるさと創生課　課長	秦　伸行	
6	淡路市企画情報部まちづくり政策課　課長	野田　勝	

淡路島地域公共交通活性化協議会規約

（設置）

第１条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、淡路島地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第２条　協議会の事務所は、副会長の属する市に置く。

（所掌事務）

第３条　協議会は、次の事務を所掌する。

(1) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関すること。

(2) 地域公共交通計画の実施に係る協議に関すること。

(3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る協議に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要な事項の協議に関すること。

（組織）

第４条　協議会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 計画作成市関係部長又はその指名する者

(2) 公共交通事業者又はその指名する者

(3) 道路管理者又はその指名する者

(4) 港湾管理者又はその指名する者

(5) 商工・観光団体の長又はその指名する者

(6) 市民又は利用者を代表する者

(7) 公安委員会の長又はその指名する者

(8) 学識経験を有する者

(9) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残

任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（役員）

第６条　協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長１人

(2) 副会長１人

(3) 監事２人

2　会長は、委員の互選によって定め、副会長及び監事は、計画作成市の委員のうちから会長が指名する。

3　会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5　監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

（会議）

第７条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3　委員がやむを得ず出席できない場合は、代理人をもって議決権を行使することができる。

4　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5　会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は会議に諮って公開しないことができる。

(1) 洲本市情報公開条例（平成１８年条例第１７号）第７条及び第８条、南あわじ市情報公開条例（平成１７年条例第１８号）第７条並びに淡路市情報公開条例（平成１７年条例第１５号）第７条に規定する不開示情報が含まれる場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

6　会議の案件について、会長が急を要する事案又は軽微な事案と判断したものについては、書面にて協議することができる。

7　協議会において必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（傍聴）

第８条　傍聴を希望する者は、前条第５項の規定により会議が非公開とされた場合を除き、会議を傍聴することができる。

2　会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報償及び費用弁償）

第９条　委員は、会議に出席したときは報償及び費用の弁償を受けることができる。

2　前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

（事務局）

第10条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2　事務局は、副会長の属する市の交通政策担当課に置く。

3　事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費）

第11条　協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

（財務）

第12条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議会が解散した場合の措置）

第13条　協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（補則）

第14条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長

が協議会に諮って定める。

附　則

この規約は、平成２９年３月２７日から施行する。なお、第５条第１項に示す委員の任期は、淡路島地域公共交通活性化協議会の委員として委嘱された年度を除く、２年とする。

淡路島地域公共交通活性化協議会申し合わせ事項

1　副会長の選任

①　副会長１人を置く。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

②　副会長は、２年ずつ、行政順に洲本市・南あわじ市・淡路市が務める。

平成２９・３０年度	平成３１・３２年度	平成３３・３４年度
洲　本　市	南あわじ市	淡　路　市
平成３５・３６年度	平成３７・３８年度	平成３９・４０年度
洲　本　市	南あわじ市	淡　路　市

注意）この規約は、平成２９年３月２７日から施行する。なお、第５条第１項に示す委員の任期は、淡路島地域公共交通活性化協議会の委員として委嘱された年度を除く、２年とする。

1　監事の選任

①　監事２人を置く。

監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

②　監事は、２年ずつ、副会長を務める市以外の２市が務める。

平成２９・３０年度	平成３１・３２年度	平成３３・３４年度
南あわじ市・淡路市	淡路市・洲本市	洲本市・南あわじ市
平成３５・３６年度	平成３７・３８年度	平成３９・４０年度
南あわじ市・淡路市	淡路市・洲本市	洲本市・南あわじ市

注意）この規約は、平成２９年３月２７日から施行する。なお、第５条第１項に示す委員の任期は、淡路島地域公共交通活性化協議会の委員として委嘱された年度を除く、２年とする。

平成２９年３月２７日

洲本市長　　竹　内　通　弘

南あわじ市長　　守　本　憲　弘

淡路市長　　門　　康　彦

報告

令和４年度淡路島地域公共交通網形成計画の経過報告について

１．淡路島地域公共交通網形成計画の見直しと地域公共交通計画について

淡路島地域公共交通活性化協議会では、地域公共交通の現状・問題点・課題の整理を踏まえて、淡路島地域の公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり持続させる事を目的に、【誰もが分かりやすく、使いやすい公共交通の実現】を基本方針とし、平成３０年３月に淡路島地域公共交通網形成計画を策定しました。淡路島地域にとって望ましい地域公共交通網の姿を明らかにするマスタープランの役割を果たし、計画期間は、平成３０年３月～令和１０年３月となっており、施策の実施状況や目標値の達成状況を検証・評価し、５年ごとに計画の見直しを行うこととしております。令和４・５年度には、この網形成計画の見直しを行い、その結果検証から、淡路島地域の将来像と課題・対応方針を把握し整理していきます。

また、令和２年度の活性化再生法の改正に伴い、この地域公共交通網形成計画に代わる、新たな法定計画として地域公共交通計画の作成が努力義務化されました。地域公共交通計画は、従来の網形成計画に対し、対象や内容、位置づけ、実効性確保のそれぞれの面で拡充させ、新たな計画とすることで、地域交通に関する各種の取組を更に促進していくことを目的としています。

地域公共交通計画と網形成計画の違い

	地域公共交通計画（新）	地域公共交通網形成計画（現）
計画の対象	・ネットワークの確保、充実に加えダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的に捉える改善や充実に取り組む ・地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる	・バス路線などの専ら公共交通ネットワークの確保、充実（主に路線の再編や新規整備）を対象とする
位置づけ	・地方公共団体による作成を法的に努力義務化	・地方公共団体による作成が可能
実効性確保	・定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化 ・定量的なデータに基づく PDCA の取組を強化	・可能な限り具体的な数値指標を明示 ・原則として計画期間の終了時、計画の見直し時に達成状況を評価

2．計画の進捗について

（ア）会議

①淡路島地域公共交通活性化協議会

	日時	協議内容
第１回	令和４年 12月21日	・令和３年度協議会決算（案）について 令和３年度協議会決算会計監査報告 ・令和４年度協議会予算（案）について ・淡路島地域公共交通網形成計画の進捗について ・淡路島地域公共交遍網形成計画の見直しと活性化再生法に基づく淡路島地域公共交通計画の策定について

②地域公共交通計画策定に向けた担当者会議

	日時	協議内容
第１回	令和５年 1月26日	（福島会長、３市） ・計画策定に向けた進め方について ・アンケート調査実施方針について
第２回	令和５年 2月10日	（福島会長、３市） ・計画策定にあたっての主な論点の整理 ・アンケート調査内容について
第３回	令和５年 2月27日	（福島会長、３市、県） ・論点に関する意見交換 ・アンケート調査内容について
第４回	令和５年 3月22日	（福島会長、３市、県） ・論点に関する意見交換 ・地域公共交通計画の体系について ・アンケート調査内容について

③各市　地域公共交通会議

		日時	協議内容
淡路市	第１回淡路市地域公共交通会議	令和４年 ６月29日	・淡路市コミュニティバスの評価検証について ・岩屋地域コミュニティバス路線改正について等
洲本市	第１回洲本市地域公共交通会議	令和４年 ６月21日	・路線バス等の再編について ・フィーダー補助申請について
南あわじ市	第１回南あわじ市地域公共交通会議	令和４年 ６月23日	・路線バスの再編について ・「らん・らんバス」の運行見直しについて

（イ）施策

別表のとおり

別表

（イ）施策

	施策	～R4（取組実績）	R5（方針・取組）
施策１ 取組を推進していくための体制づくり	・3市の企画・立案機能の統一に向けて協議	・淡路島交通局（仮称）準備会を継続し、効率的な企画・立案・施策の実施体制について協議 ・R2年4月1日 淡路島観光交通調整会議を淡路県民局内に設置 ・R3年7月15日　会議開催 ・R4年7月15日　会議開催	・淡路島観光交通調整会議
施策２ 高速バスの維持・充実	・ICカードシステムの導入	・導入完了5社 西日本ジェイアールバス、本四海峡バス、神姫バス、淡路交通、みなと観光バス	―
	・利用割引サービスの導入	・H30年4月～ 西日本ジェイアールバス、本四海峡バス	・導入検討
	・高速バスの地域内乗降（クローズドドア解消）の調査・検討	・R3年3月20日～ 高速バス（三ノ宮・福良線） 陸の港西淡～福良間 ・R3年4月26日～ 高速バス（三ノ宮・西浦線） 北淡IC～高田屋嘉兵衛公園間 ・R3年12月1日～ 高速バス新路線（北淡路西海岸ライン） 岩屋PT～北淡IC間 ・高速バス（三ノ宮・西浦線） 高田屋嘉兵衛公園以南の延伸検討	・高速バスの地域内乗降の検討
	・結節点としての広域拠点機能を充実	淡路市 ・岩屋ポートターミナル（新築整備済） ・岩屋ポートターミナル（周辺整備予定） ・津名港ターミナル（検討）	淡路市 ・岩屋ポートターミナル（周辺整備予定） ・津名港ターミナル（検討）
		洲本市 ・洲本バスセンター整備済	洲本市 ・洲本バスセンター整備済
		南あわじ市 ・陸の港西淡（4番乗り場整備） R4年9月17日整備完了	南あわじ市 ・陸の港西淡整備済
施策３ 地域内バスネットワークの再編	・路線見直し案のとりまとめ	淡路市 ・市コミバス（淡路市生活観光バス路線） R4年10月1日より運行見直し ・鮎原線 本四海峡バス、洲本市、淡路市の3者で協議 R4年10月1日より再編	淡路市 ・市コミバス（淡路市生活観光バス路線） R5年10月1日より運行見直し予定 ・鮎原線 本四海峡バス、洲本市、淡路市の3者で協議
		洲本市 ・淡路交通路線バス再編（都志線、鳥飼線、長田線、縦貫線、由良線） R4年10月1日より再編 ・鮎原線 R4年10月1日より再編 ・市コミバス R4年10月1日より再編	洲本市 ・鮎原線 本四海峡バス、洲本市、淡路市の3者で協議 ・市コミバス ダイヤ改正検討
		南あわじ市 ・淡路交通路線バス再編（都志線、鳥飼線、長田線、縦貫線） R4年10月1日より再編	南あわじ市 ―

別表

施策	～R4（取組実績）	R5（方針・取組）
・輸送力の確保、運行頻度・運行時間帯の拡大	淡路市 ・市コミバス（淡路市生活観光バス路線） R4年10月1日より運行見直し 便数：14往復/日～16往復/日 ・市コミバス実績（R3年10月～R4年9月） 乗車人員： 230,893人 → 259,971人（12%増） 便あたり乗車人員： 11.5人 → 12.5人（8%増）	淡路市 ・市コミバス（淡路市生活観光バス路線） R5年10月1日より運行見直し予定 朝一便の検討
	洲本市 ・市コミバス実績（R3年10月～R4年9月） (1)上灘・沼島線 便数： 4往復/日 乗車人員:2,100人 → 2,686人(28%増) 1往復便あたり乗車人員： 1.45人 → 1.86人(28%増) (2)五色地域線 便数：4.5往復/日 乗車人員:3,135人 → 3,450人(10%増) 1往復便あたり乗車人員： 1.94人 → 2.14人(10%増)	洲本市 ・利用状況により随時検討
	南あわじ市 ・市コミバス R4年10月1日より一部見直し ・市コミバス実績（R3年10月～R4年9月） 乗車人員： 74,934人 → 81,429人（8.7%増） 便あたり乗車人員： 1.97人 → 2.15人（9.1%増） ・洲本市コミバス（上灘・沼島線）と市コミバス（すいせん号）の乗継割引の継続 【実績】（R3年10月～R4年9月） 乗継割引利用者数：387人	南あわじ市 ・洲本市コミバス（上灘・沼島線）と市コミバス（すいせん号）の乗継割引の継続
・自主運行バスの導入検討	淡路市 ・江井地区（生活観光バスで代替）継続	淡路市 ・江井地区（生活観光バスで代替）継続
	洲本市 ・チョイソコすもとの無償実証運行 千草地区 【実績】（R4年4月～R5年3月） 乗車人員：1,311人	洲本市 ・チョイソコすもと有償実証運行予定 千草地区
	南あわじ市 ・灘地区自家用有償旅客運送事業の継続 【実績】（R4年4月～R5年3月） 乗車人員：432人	南あわじ市 ・灘地区自家用有償旅客運送事業の継続
・地域拠点機能の充実	淡路市 ・北淡、津名（上屋5箇所設置完了） 洲本市 ・宇山バス停改修	―
・乗り継ぎ連絡切符の検討	淡路市 ・路線バスと市コミバス乗り継券の検討	淡路市 ・路線バスと市コミバス乗り継券の検討継続

別表

施策		～R4（取組実績）	R5（方針・取組）
		洲本市 ・路線バスと市コミバスの定期券助成・利用促進券の継続実施 R4 年 4 月～R5 年 3 月	洲本市 ・路線バスの定期券助成・利用促進券の実施
		南あわじ市 ・路線バスと市コミバス乗り継券の検討	南あわじ市 ・路線バスと市コミバス乗り継券の検討継続
施策４ 観光地への公共交通の利用促進	・案内機能の充実	・淡路島観光協会と検討・協議	・検討・協議
	・観光客が公共交通で周遊できる環境の整備	・バス旅ひょうごの実施 R2 年 10 月 1 日～ 販売開始 【R4 実績】 ・バス旅ひょうご（北淡路） R4 年 4 月～R5 年 2 月 大磯号版 大人 1,316 枚、小人 13 枚 かけはし号（神戸発着版） 大人 473 枚、小人 7 枚 かけはし号（大阪発着版） 大人 311 枚、小人 6 枚 ・バス旅ひょうご（南淡路） R4 年 4 月～R5 年 3 月 大人 319 枚、小児 7 枚	・バス旅ひょうごの継続実施
		南あわじ市 ・徳島空港と淡路島を結ぶ高速バスの実証運行。（観光庁補助事業「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業（交通連携事業）） 【概要】 事業期間：201 日間 R4 年 7 月 15 日～R5 年 1 月 31 日 ルート：イングランドの丘…陸の港西淡＝福良＝淡路島南ＩＣ＝徳島空港 便数：上り（徳島→淡路島） 10 便/日 下り（淡路島→徳島） 9 便/日 運賃：大人片道 1,200 円 大人往復 2,160 円 ※徳島空港⇔イングランドの丘間の運賃 １日フリー券：大人 2,000 円 ２日フリー券：大人 2,500 円 ３日フリー券：大人 3,000 円 ※フリー券は、徳島空港線、淡路交通在来線、南あわじ市コミバスのフリー乗車がセットになった企画乗車券。 【実績】（201 日間） R4 年 7 月 15 日～R5 年 1 月 31 日 ①運行便数：3,751 便 ②延べ利用者数：1,687 人 （上り：829 人、下り：858 人）	南あわじ市 ・徳島空港と淡路島を結ぶ高速バスの実証運行。（観光庁補助事業「交通・観光連携型事業 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化」 【概要】 事業期間：275 日間 R5 年 7 月 1 日～R6 年 3 月 31 日 ルート：イングランドの丘…陸の港西淡＝福良＝淡路島南ＩＣ＝徳島空港 ※島内乗降不可 便数：上り（徳島→淡路島） 9 便/日 ※9 便のうち 3 便は予約型運行 下り（淡路島→徳島） 8 便/日 ※8 便のうち 2 便は予約型運行 運賃：大人片道 1,200 円 大人往復 2,160 円 ※徳島空港⇔イングランドの丘間の運賃 １日フリー券：大人 2,000 円 ２日フリー券：大人 2,500 円 ３日フリー券：大人 3,000 円 ※フリー券は、徳島空港線、淡路交通在来線、南あわじ市コミバスのフリー乗車がセットになった企画乗車券。

別表

	施策	～R4（取組実績）	R5（方針・取組）
	・公共交通と観光施設への送迎バス等の連携	・利活用可能な無料バス等との連携を検討	・検討
	・観光誘客に向けた情報発信の強化	南あわじ市 ・バス乗り換え検索アプリ「buSmo(バスモ)」南あわじ市版のリリース	全島版「busmo(バスモ)」版のリリース ・R5年7月～
	・総合時刻表（あわじ足ナビ）の発行	冊子 ・R4年4月発行 ・R4年10月発行 ポータルサイト ・R4年3月～	冊子 ・R5年4月発行 ポータルサイト ・～R5年6月
	・特定観光施設へのバス路線のシンボル化	PRラッピングバス ・花みどりフェア、鳴門の渦潮	PRラッピングバス ・洲本温泉 淡路市 ・バス導入（2台） 南あわじ市 ・EVバス導入（2台） R6年4月1日～ 南あわじ市コミバス中央循環線の運行に使用予定。
	・端末交通の充実・強化	・タクシー配車アプリを継続実施 ・EVレンタカーを継続実施	・継続
		洲本市 ・定額運賃タクシー（すもとNVタクシー）実施 ・電動アシスト付レンタサイクル事業実施	洲本市 ・すもとNVタクシー 継続 ・電動アシスト付レンタサイクル事業継続
施策5 公共交通の利用促進	・公共交通を利用した通勤の推進	淡路市 ・市役所のノーマイカーデー R4年12月実施 南あわじ市 ・市役所のノーマイカーデー R4年8月実施	淡路市 ・市役所のノーマイカーデー実施予定 洲本市 ・検討 南あわじ市 ・市役所のノーマイカーデーの実施予定
	・高校生等への公共交通の働きかけ	洲本市 ・淡路交通路線バス、洲本市コミバス、南あわじ市コミバスのキャンペーン実施 ・高校入学前に中学生へ、路線バス、コミバスのPR 南あわじ市 ・淡路交通路線バス、洲本市コミバス、南あわじ市コミバスのキャンペーン実施 ・らん・らんバス「学生フリーパス券」の見直し。(R4年10月1日～) 1ヶ月パス： 4,000円（30日間乗り放題） 3ヶ月パス：10,000円(90日間乗り放題) 6ヶ月パス：16,000円(180日間乗り放題) 1学期パス：11,000円（4/7～7/20) 2学期パス：12,000円(9/1～12/24) 3学期パス： 9,000円(1/7～3/24)	洲本市 ・淡路交通路線バス、洲本市コミバス、南あわじ市コミバスのキャンペーン実施 ・高校入学前に中学生へ、路線バス、コミバスのPR 南あわじ市 ・淡路交通路線バス、洲本市コミバス、南あわじ市コミバスのキャンペーン実施 ・学生フリーパス券の拡充検討。 （大学生を対象者に追加。）

協議１

令和４年度淡路島地域公共交通活性化協議会　決算（案）

歳入

（単位：円）

款	項	目	当初予算額	決算額	比較増減	備考
1　負担金	1　負担金	1　負担金	600,000	600,000	0	３市からの負担金
2　補助金	1　補助金	1　補助金	1,000	0	△ 1,000	
3　繰越金	1　繰越金	1　繰越金	206,130	206,130	0	前年度繰越金
4　諸収入	1　諸収入	1　雑入	1,000	2	△ 998	預金利息
歳入合計			808,130	806,132	△ 1,998	

歳出

（単位：円）

款	項	目	当初予算額	決算額	比較増減	備考
1　運営費	1　会議費	1　会議費	180,000	82,859	△ 97,141	委員報酬、旅費等
	2　事務費	1　事務費	26,000	0	△ 26,000	事務費
2　事業費	1　事業費	1　事業費	600,000	0	△ 600,000	
3　予備費	1　予備費	1　予備費	2,130	0	△ 2,130	
歳出合計			808,130	82,859	△ 725,271	

歳入合計（円）―歳出合計（円）＝差引（円）

806,132　　82,859　　723,273

次年度への繰り越し額　　723,273

監　査　報　告

令和４年度淡路島地域公共交通活性化協議会会計について、帳簿及び預金通帳その他関係書類を監査した結果、いずれも正確かつ適正であると認めましたので報告いたします。

令和５年３月３１日

淡路島地域公共交通活性化協議会

監　事　　毛笠　錦哉

監　事　　勝見　　哲

※原本には監事の押印がありますが、個人情報保護のため押印は省略させていただきます。なお、原本は事務局にて保管しております。

協議２

令和５年度淡路島地域公共交通活性化協議会スケジュール（案）について

１．地域公共交通計画の策定について

この度の、淡路島地域公共交通網形成計画の見直しのタイミングで、活性化再生法の改正で計画の作成が努力義務化されていること、また、計画における補助系統等の位置付けの補助要件化・連動化も求められていることから、令和５年度中に地域公共交通計画の策定を予定しております。

地域公共交通計画につきましては、現計画の評価検証をおこない、問題点や近年の社会情勢の変化により生じた課題等を整理したうえで、地域住民・交通事業者・企業・団体・行政等、淡路島が一体となって持続可能な地域公共交通の実現を目指す計画を策定したいと考えております。

網形成計画の見直しを踏まえた交通計画への移行であることから、網形成計画策定に携わり、基礎資料や内容を熟知している事業者に引き続きこの度の計画策定に必要な業務を委託し、進めてまいりたいと考えております。

関係機関の皆様には、現況調査やニーズ把握等のヒアリングにご協力いただき、事務局で計画案を作成し、活性化協議会等の場において計画案を提示させていただき、協議・意見交換を実施したうえで合意形成を図り、計画作成を進めてまいりたいと思います。

淡路島のよりよい地域公共交通の実現のため、ご協力をよろしくお願いいたします。

２．令和５年度のスケジュール案

日　程	内　容
令和５年４月	活性化協議会（地域公共交通計画策定について協議・報告）
↓	
令和５年６月頃	活性化協議会（淡路島の公共交通の現状、アンケート調査、ヒアリング調査結果報告、淡路島地域公共交通網形成計画（現）の評価）
↓	
令和５年９月頃	活性化協議会（取組方針、施策）
↓	
令和５年１１月頃	活性化協議会（公共交通計画素案報告、パブコメ等の説明）
↓	
令和６年２月頃	活性化協議会（パブコメ結果報告、地域公共交通計画（案）の報告）
↓	
令和６年３月	地域公共交通計画の策定

3. 地域公共交通計画策定に向けたヒアリングや関連データ提供について（依頼）

- 地域公共交通計画の策定にあたって、各交通事業者の現状や課題、今後の方向性を詳細に把握する必要があります。
- また、地域公共交通計画の作成が地域公共交通確保維持事業による補助要件として定められており、当該事業による補助が必要な路線については、補助の必要性や有効性、定量的な目標等も含めて地域公共交通計画の中に位置付ける必要があります。そのため、各路線の詳細な利用状況等についても把握することが必要となります。
- 今後、交通事業者の皆様に、ヒアリングや関連するデータの提供についてご依頼する予定です。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【ヒアリング内容、提供いただきたいデータ】

※現時点の案で、詳細については改めてご連絡させていただきます。

	内容
ヒアリング	・実施している事業の現状と課題 ・各事業の今後の展望 ・今後実施することが想定される新たな取り組み　等
データ提供	・運行・サービスの内容（系統一覧（系統別の便数、営業キロ）等） ・利用状況（路線別・系統別の利用者数　等） ・経営関連指標（収支状況（事業者全体、系統別）等）

令和５年度淡路島地域公共交通活性化協議会　予算（案）

歳入　　（単位：円）

款	項	目	金額	備考
1　負担金	1　負担金	1　負担金	5,991,000	洲本市　1,997,000 南あわじ市　1,997,000 淡路市　1,997,000
2　補助金	1　補助金	1　補助金	5,390,000	
3　繰越金	1　繰越金	1　繰越金	723,273	
4　諸収入	1　諸収入	1　雑入	1,000	
歳入合計			12,105,273	

歳入　　（単位：円）

款	項	目	金額	備考
1　運営費	1　会議費	1　会議費	142,000	委員報酬、旅費等
	2　事務費	1　事務費	1,182,273	事務費
2　事業費	1　事業費	1　事業費	10,780,000	計画策定
3　予備費	1　予備費	1　予備費	1,000	
歳出合計			12,105,273	